

魚津市告示第175号

魚津市子育て世帯訪問支援事業実施要綱の一部改正について
魚津市子育て世帯訪問支援事業実施要綱（令和7年魚津市告示第76号）の
一部を次のように改正する。

令和7年9月30日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
第1条 - 第4条 （略） （訪問支援員の要件等） 第5条 訪問支援員は、次に掲げる要件の全てを満たす者であって、本事業による支援を適切に行う能力を有するものとする。 （1） （略） （2） 次の各号に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者 ア・イ （略） ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条の児童虐待、<u>児童福祉法第33条の10第1項に規定する被措置児童等虐待又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第27条の2第1項（学校教育法（昭和22年法律第26号）第28条第2項（同法第82条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）に規定する入園児虐待を行った者</u> 第6条 - 第13条 （略） 様式第1号 - 様式第6号 （略）	第1条 - 第4条 （略） （訪問支援員の要件等） 第5条 訪問支援員は、次に掲げる要件の全てを満たす者であって、本事業による支援を適切に行う能力を有するものとする。 （1） （略） （2） 次の各号に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者 ア・イ （略） ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条の児童虐待<u>又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者</u> 第6条 - 第13条 （略） 様式第1号 - 様式第6号 （略）

附 則

この告示は、令和 7 年10月 1 日から施行する。